

## 役員・評議員等の報酬等に関する規程

平成 29 年 3 月 24 日制定

平成 29 年 6 月 27 日改正

平成 29 年 12 月 3 日改正

平成 30 年 12 月 12 日改正

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 45 条の 35 第 1 項及び社会福祉法人東京さくら福祉会定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、報酬・賞与其他名称にかかわらず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (2) 費用とは、交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の職務執行に伴い発生する経費をいう。

### (報酬等の支給)

第 3 条 役員及び評議員等の報酬等は、無報酬とする。

### (費用弁償)

第 4 条 役員及び評議員がその職務を行うために要する費用は、弁償することができる。

- 2 費用の弁償については、社会福祉法人東京さくら福祉会役員・評議員等の費用弁償に関する規程に基づき支給する。

### (支給の方法)

第 5 条 前条に規定する費用は、評議員会及び理事会等への出席の都度に、現金をもって本人に支給する。

### (本規定の準用)

第 6 条 この規定は、役員及び評議員以外の評議員選任・解任委員、第三者委員にも準用するものとする。

### (改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。